

議案第15号

習志野市スポーツ施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の
制定について

習志野市スポーツ施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を別記
のように制定するよう市長に申し入れる。

令和5年4月26日提出

習志野市教育委員会
教育長 小熊 隆

提案理由

スポーツ施設の使用料改定について、市長に申し入れるものである。

習志野市スポーツ施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

習志野市スポーツ施設の設置及び管理に関する条例(平成7年条例第19号)の一部を次のように改正する。

別表第2第2項第1号の表中

「	」	「	」								
<table border="1"><tr><td>1, 130円</td></tr><tr><td>2, 270円</td></tr><tr><td>1, 700円</td></tr><tr><td>3, 400円</td></tr></table>	1, 130円	2, 270円	1, 700円	3, 400円	を	<table border="1"><tr><td>1, 620円</td></tr><tr><td>3, 250円</td></tr><tr><td>2, 430円</td></tr><tr><td>4, 870円</td></tr></table>	1, 620円	3, 250円	2, 430円	4, 870円	に改め、同項第2号の表中
1, 130円											
2, 270円											
1, 700円											
3, 400円											
1, 620円											
3, 250円											
2, 430円											
4, 870円											

「	」	「	」																								
<table border="1"><tr><th colspan="3">金額(2時間)</th></tr><tr><th>2分の1館</th><th>4分の1館</th><th>個人</th></tr><tr><td>500円</td><td>250円</td><td>50円</td></tr><tr><td>1, 010円</td><td>500円</td><td>110円</td></tr></table>	金額(2時間)			2分の1館	4分の1館	個人	500円	250円	50円	1, 010円	500円	110円	を	<table border="1"><tr><th colspan="3">金額(2時間)</th></tr><tr><th>2分の1館</th><th>4分の1館</th><th></th></tr><tr><td>720円</td><td>350円</td><td></td></tr><tr><td>1, 440円</td><td>710円</td><td></td></tr></table>	金額(2時間)			2分の1館	4分の1館		720円	350円		1, 440円	710円		に改め、
金額(2時間)																											
2分の1館	4分の1館	個人																									
500円	250円	50円																									
1, 010円	500円	110円																									
金額(2時間)																											
2分の1館	4分の1館																										
720円	350円																										
1, 440円	710円																										

「	」	「	」				
同表第4項第1号の表中	を	<table border="1"><tr><td>2, 470円</td></tr><tr><td>4, 950円</td></tr><tr><td>3, 710円</td></tr><tr><td>7, 420円</td></tr></table>	2, 470円	4, 950円	3, 710円	7, 420円	に改め、
2, 470円							
4, 950円							
3, 710円							
7, 420円							

同項第2号の表高校生以下の項中「1, 210円」を「1, 640円」に、「600円」を「820円」に改め、同表一般の項中「2, 420円」を「3, 290円」に、「1, 210円」を「1, 640円」に改め、同項第4号の表中

「	」	「	」						
<table border="1"><tr><td>370円</td></tr><tr><td>50円</td></tr><tr><td>100円</td></tr></table>	370円	50円	100円	を	<table border="1"><tr><td>480円</td></tr><tr><td>70円</td></tr><tr><td>150円</td></tr></table>	480円	70円	150円	に改め、
370円									
50円									
100円									
480円									
70円									
150円									

同表第5項の表高校生以下の項中「570円」を「720円」に改め、同表一般の項中「1,

150円」を「1, 450円」に改め、同表第6項の表高校生以下の項中「570円」を「720円」に改め、同表一般の項中「1, 150円」を「1, 450円」に改め、同表第7項第1号の表高校生以下の項中「570円」を「720円」に改め、同表一般の項中「1, 150円」を「1, 450円」に改め、同項第2号中「440円」を「400円」に改め、同表第8項第1号の表

「 」

中

3, 890円	7, 790円
340円	680円
5, 100円	10, 200円
140円	290円
2, 100円	4, 350円

を

4, 150円	8, 300円
360円	720円
5, 400円	10, 810円
150円	310円
2, 320円	4, 650円

に改め、

「 」

同表備考に次のように加える。

5 アマチュア以外の者が使用する場合のコートの使用料は、当該使用料の金額(備考1又は備考4に該当する場合は、それぞれに定める使用料の金額)に2を乗じた額とする。

別表第2第8項第2号の表2分の1灯の項中「820円」を「740円」に改め、同表全灯の項中「1, 650円」を「1, 480円」に改め、同表第9項の表高校生以下の項中「3, 800円」を「4, 470円」に改め、同表一般の項中「7, 600円」を「8, 940円」に改め、同表備考2中「1, 010円」を「1, 090円」に改め、同表第10項の表中

「 」

200円
610円
410円
1, 230円

を

210円
640円
430円
1, 290円

に改め、同表第11項の表第1号アの表

「 」

高校生以下の項中「570円」を「720円」に改め、同表一般の項中「1, 150円」を「1, 450円」に改め、同号イの表高校生以下の項中「390円」を「490円」に改め、同表一般の項中「780円」を「980円」に改め、同項第2号の表テニスコートの項中「240円」を「210円」に改め、同表フットサル場の項中「160円」を「140円」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の習志野市スポーツ施設の設置及び管理に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に使用する者について適用し、同日前に使用した者については、なお従前の例による。

習志野市スポーツ施設の設置及び管理に関する条例(平成7年条例第19号)新旧対照表

現行		改正後(案)	
別表第2(第8条第1項、第10条第2項)		別表第2(第8条第1項、第10条第2項)	
1	通則 略	1	通則 略
2	袖ヶ浦体育館使用料	2	袖ヶ浦体育館使用料
(1)	専用使用料	(1)	専用使用料
区分	金額(2時間)	区分	金額(2時間)
入場料を徴収しない場合	1,130円	入場料を徴収しない場合	1,620円
一般	2,270円	一般	3,250円
入場料を徴収する場合	1,700円	入場料を徴収する場合	2,430円
一般	3,400円	一般	4,870円
備考		備考	
1 別表第1に規定する使用時間以外の時間に使用する場合の使用料 は、次の表のとおりとする。		1 別表第1に規定する使用時間以外の時間に使用する場合の使用料 は、次の表のとおりとする。	
区分	金額(1時間)	区分	金額(1時間)
入場料を徴収しない場合	1,130円	入場料を徴収しない場合	1,620円
一般	2,270円	一般	3,250円
入場料を徴収する場合	1,700円	入場料を徴収する場合	2,430円
一般	3,400円	一般	4,870円
2 略		2 略	

(2) 部分使用料

区分	金額(2時間)		
	2分の1館	4分の1館以下	個人
高校生以下	500円	250円	50円
一般	1,010円	500円	110円

(3) 備付器具使用料 略

3 富士吉田体育館使用料 略

4 東部体育館使用料

(1) 専用使用料

区分	金額(2時間)		
	入場料を徴収しない場合	高校生以下	2,470円
一般			4,950円
入場料を徴収する場合	高校生以下		3,710円
	一般		7,420円

備考

1 別表第1に規定する使用時間以外の時間に使用する場合の使用料
は、次の表のとおりとする。

区分	金額(1時間)		
	入場料を徴収しない場合	高校生以下	2,470円
一般			4,950円
入場料を徴収する場合	高校生以下		3,710円

区分	金額(2時間)		
	2分の1館	4分の1館以下	個人
高校生以下	500円	250円	50円
一般	1,010円	500円	110円

(3) 備付器具使用料 略

3 富士吉田体育館使用料 略

4 東部体育館使用料

区分	金額(2時間)		
	入場料を徴収しない場合	高校生以下	3,350円
一般			6,710円
入場料を徴収する場合	高校生以下		5,030円
	一般		10,060円

2 略		一般	7,420円		
(2) 部分使用料				2 略	
	(2) 部分使用料				
				(2) 部分使用料	
区分	2分の1館	4分の1館以下	個人	区分	2分の1館
高校生以下	<u>1,210円</u>	<u>600円</u>	210円	高校生以下	<u>1,640円</u>
一般	<u>2,420円</u>	<u>1,210円</u>	420円	一般	<u>3,290円</u>
(3) 備付器具使用料 略				(3) 備付器具使用料 略	
(4) 附属施設使用料				(4) 附属施設使用料	
区分	区分	区分	金額	区分	区分
講習室				使用時間	金額
フリークライミングウ ホール(個人) の者	高校生以下の者及び65歳以上	2時間	<u>370円</u>	2時間	<u>480円</u>
一般	2時間	<u>100円</u>	<u>50円</u>	2時間	<u>70円</u>
トレーニングルーム (個人)	高校生以下の者及び65歳以上	1月 2時間	<u>3,620円</u>	1月 2時間	<u>150円</u>
一般	1月	7,250円	290円	1月 2時間	<u>3,620円</u>
	2時間	580円		2時間	<u>290円</u>
備考 略					
5 梶ヶ浦テニスコート使用料					
区分	区分	区分	金額(1面につき2時間以内)		

高校生以下		570円	720円
一般		1,150円	1,450円
6 実験テニスコート使用料			
区分	金額(1面につき2時間以内)	区分	金額(1面につき2時間以内)
高校生以下	570円	高校生以下	720円
一般	1,150円	一般	1,450円
7 秋津テニスコート使用料			
(1) 専用使用料		(1) 専用使用料	
区分	金額(1面につき2時間以内)	区分	金額(1面につき2時間以内)
高校生以下	570円	高校生以下	720円
一般	1,150円	一般	1,450円
(2) 照明設備使用料			
照明設備使用料は、30分につき <u>440円</u> とする。			
8 秋津サッカーフィールド使用料			
(1) 専用使用料		(1) 専用使用料	
区分	使用時間	金額	金額
		高校生以下	一般
コート	2時間	3,890円	7,790円
研修室A・B	1時間	340円	680円
	1泊	5,100円	10,200円
研修室C・D	1時間	140円	290円

	1泊	2,100円	4,350円	1泊	2,320円	4,650円
備考						
1	附属施設(観覧室兼本部室、放送室及び審判控室をいう。)を併せて 使用する場合のコートの使用料は、当該使用料の金額に2を乗じた額 とする。	1	附属施設(観覧室兼本部室、放送室及び審判控室をいう。)を併せて 使用する場合のコートの使用料は、当該使用料の金額に2を乗じた額 とする。			
2・3	略	2・3	略	4	使用者が入場料を徴収する場合のコートの使用料は、備考1に定め る使用料の金額に1.5を乗じた額とする。	
4 使用者が入場料を徴収する場合のコートの使用料は、備考1に定め る使用料の金額に1.5を乗じた額とする。 追加						
5 アマチュア以外の者が使用する場合のコートの使用料は、当該使用 料の金額(備考1又は備考4に該当する場合は、それぞれに定める使 用料の金額)に2を乗じた額とする。						
(2) 照明設備使用料						
	区分	金額(30分)	金額(30分)		区分	金額(30分)
2分の1灯		820円	740円	2分の1灯		740円
全灯		1,650円	1,480円	全灯		1,480円
9 秋津野球場使用料						
	区分	金額(2時間)	金額(2時間)		区分	金額(2時間)
高校生以下		3,800円	4,470円	高校生以下		4,470円
一般		7,600円	8,940円	一般		8,940円
備考						
1 略						

2 備考1の規定に關わらず、スコアボードを使用するに当たり、その操作のために放送室を使用する場合の使用料は、当該使用料の金額に2時間につき1,010円を加えた額とする。

3・4 略

10 茜浜／パークゴルフ場使用料

区分	単位	金額
高校生以下の者及び65歳以上の者	1人1回	<u>200円</u>
	1人1日	<u>610円</u>
一般	1人1回	<u>410円</u>
	1人1日	<u>1,230円</u>

10 茜浜／パークゴルフ場使用料

区分	単位	金額
高校生以下の者及び65歳以上の者	1人1回	<u>210円</u>
	1人1日	<u>640円</u>
一般	1人1回	<u>430円</u>
	1人1日	<u>1,290円</u>

11 芝園テニスコート・フットサル場使用料

(1) 専用使用料

ア テニスコート

区分	金額(1面につき2時間以内)
高校生以下	<u>570円</u>
	<u>1,150円</u>

イ フットサル場

区分	金額(1面につき1時間以内)
高校生以下	<u>390円</u>
	<u>780円</u>

(2) 照明設備使用料

区分	金額(1面につき1時間以内)
一般	<u>490円</u>
	<u>980円</u>

2 備考1の規定に關わらず、スコアボードを使用するに当たり、その操作のために放送室を使用する場合の使用料は、当該使用料の金額に2時間につき1,090円を加えた額とする。

3・4 略

(2) 照明設備使用料

区分	金額(30分)	区分	金額(30分)
テニスコート	<u>240円</u>	テニスコート	<u>210円</u>
フットサル場	<u>160円</u>	フットサル場	<u>140円</u>